

津山藩領山北村の足軽・中間奉公

磯田道史

はじめに

近世は「兵農分離」の時代とされる。しかし、実際には、武士の世界と百姓の世界が完全に分離されていた訳ではなく、足軽奉公・中間奉公などと称して、領民が大名家臣の末端部に武家奉公人として加わることが珍しくなかった。近世の武家奉公人の供給については、かつて歴史人口学の速水融氏が「宗門人別帳」の記載から人の移動を追っている。近世小農民の土地に縛られない出稼ぎ「奉公」の頻度の高さに着目し、奉公先として「武家奉公」が含まれていた事実を丹念な統計分析で立証した¹⁾。また、近年では、森下徹氏による一連の研究があり、岡山藩や加賀藩を例に、小農経営の析出する「近世雇用労働」が次第に「武家奉公」を担うようになる²⁾としている。これらの研究から、少なくとも武家奉公人のうち最下級の

「中間・小者」や家中奉公人は、城下町や周辺農村の百姓の「奉公」で供給されていたことが明らかになってきた。しかし、中間・小者よりも格上で大名軍事力の主力である組付の足軽層の供給実態は詳らかではない。また、百姓が武家奉公人になっていたとすれば、具体的に村落の如何なる階層の者が足軽や中間・小者になり、どのような年齢の百姓が奉公に出ていたのか、といった新たな疑問も出てくる。さらには、百姓身分が「武士の世界」である大名家中に「奉公」で取り込まれるのであれば、彼らと「武家」の境界は、如何に存在していたのか、または存在しなかったのか、といった重要な論点も浮上してこよう。いまだ残された課題も多く、武家奉公に出る個々の百姓の顔や事情の見えるレベルまで視点を深く掘り下げた分析が必要とされる研究段階に至っている。大名家の足軽・中間が領民によって担われる様子について、かつて筆者は諸大名家の藩政文

書から法制度を中心に論じたことがある³⁾。しかし、現在の研究水準からすれば、さらに具体的に精密な分析が求められる。つまり、藩政文書の検討だけでなく、村々に残された地方文書から、百姓身分の足軽奉公の実態を解明することが要請されているのであり、百姓身分が足軽や中間になって大名家に奉公していくその具体的様子を、村方文書の精密な検証から描いていく作業が必要とされている。

このような問題を踏まえて、本稿では、津山藩を例に取り上げ、農村から足軽・中間・家中屋敷奉公が供給される様子を検討する。論を進めるにあたっては、津山藩の藩政文書ばかりでなく地方^{じかた}文書の宗門人別帳なども利用して多角的な分析を試みる。津山藩では、足軽・中間などの武家奉公人は主に城下近村から供給される傾向があつて、近世後期には法的にもそれが制度化される。そこで、津山城に程近い一農村、山北村を具体例に取り上げ、百姓の武家奉公の実態を考察することにした。この事例から、武家奉公を通じて、百姓が「大名家中」の下層に恒常的に出入りする構造や、大名家に足軽や中間が供給される仕組みの一端を明らかにできればと考える。

一 津山藩の奉公人雇用

足軽・中間等の供給構造の分析に入る前に、津山藩の足軽・中間・家中奉公人の概要を説明しておきたい。津山藩においても、足軽や中間は「一代切」が原則であり、領民から召し抱えられていた。

表1 武家奉公の雇用量（明治2年11月）

項目	①戸数	②家族人口	③召仕長屋住	b/a	c/a
藩主	1	5	9	5.00	9.00
士族	366	1636	803	4.47	2.19
卒族	163	640	81	3.93	0.50
卒部	1126	2315		2.06	
小夫	403	403		1.00	
僧社家	252	286	250	1.13	0.99
市中		8111			
郷中		88261			
合計		101657	1143		

出典：『藩制一覽』および『津山松平領の人口』津山郷土館報第15集。

実子が代々世襲するのなら召し抱えの必要はないが、一代限りであるため、常に「奉公人」として新顔を抱えなければならなかった。また、家中の武家屋敷には、多くの草履取や槍持の若党・下女が奉公していた。高十万石の津山藩におけるこれら武家奉公の総雇用量は、どの程度に及んだのであろうか。表1に示す如く、版籍奉還の明治二

(二八六九)年の記録が残って居る。津山藩には、足軽(卒部)が一二人、中間等(小夫)が四〇三人居た。つまり藩直属の武家奉公人一五二九人を雇用していたのである。足軽には譜代も居たが、中間はほぼ全てが一代限りであったから、領民を一〇〇〇人以上も直属奉公人として抱えて、足軽・中間に仕立てていたと考えられる。また、家中の武士達が雇っていた「草履取」や「槍持」の数は如何ほどであらうか。津山藩には、士分以上の士族屋敷が三六六戸あり、

一戸あたり奉公人を二・一九人雇っていた。また、徒士の卒族屋敷が一六三戸あり、一戸あたり奉公人を〇・五人雇っていた。このような藩直属でない武家奉公が合計で八八四人雇用されていたのである。つまり、明治初年の津山藩では足輕・中間奉公一五二九人、家中奉公八八四人の全部で二四一三人の「武家奉公人」が雇用されていたのである。

これらの武家奉公には、どの程度の給金が与えられたのであろうか。明治二年の同記録によれば、まず、足輕（卒部）である銃卒八四三人と雑卒二八三人の合計一一二六人に対して一万四一〇〇俵の給米が支払われている。但し書に「給米従十俵至二十五俵、以芸之精粗及使役之煩閑、増減之、令所与之米数、如此」とあり、鉄砲等の技量や使役の煩閑によって、一〇〇〜二五俵の米が与えられていたことが判明する。また、中間等（小夫）四〇三人には五五七二俵が与えられた。「給米従十三俵十五俵、以使役之煩閑、増減之」とあって、中間の俸禄は一三〇〜一五俵であった。ちなみに津山蔵米の俵入は三斗三升であったから、津山藩では足輕と中間に一万九六七二俵つまり米六四九一石七斗六升を毎年支給していたことになる。一方、家中の武家奉公人の給金は、天保十四（一八四三）年に、「以来男奉公人之分者、武家方中間・町方下男共金貳両より三兩迄、女者一兩貳分より貳兩を限」とされ、男の武家屋敷奉公人の場合、法定給金が二〜三兩と定められた。家中奉公人の総人数を八八四人、給金平

均を二・五兩、天保末年の米価七五匁・大坂金相場六四・六五匁として計算すれば、津山藩士が毎年支給していた奉公人給は一九〇五石二升となる。

明治二年、津山藩には四万二八八二石余（年貢租率四三％）の年貢収入があったが、このうち八三九六石余を足輕・中間と家中奉公人の給与に充てていた。津山藩は年貢総収入の二割を武家奉公に支払う財政構造であったと言える。ここで留意したいのは、津山藩では足輕層の殆どが百姓の一代奉公であり、中間・家中奉公に至っては全てが領民による武家奉公であったことである。つまり、津山藩の領民は租率で四三％の年貢を取られていたが、武家奉公を勤めることにより、その二割近くを領主経済から取り返し、村方や町方に還流させていたのである。近世の領国経済において、領主の雇用する武家奉公の経済規模と効果は過小評価されるべきではない。津山藩では、足輕・中間・家中奉公の雇用規模は二四一三人に及び、毎年、米八三九六石を、これに給していたのである。

このように津山藩の武家奉公は領内の百姓町人から供給されるものであったが、今少し詳しく、この供給のされ方を分析したい。結論から言って、二千数百人に及ぶ津山藩の武家奉公人は、城下町とその近辺の村落から供給されていた、とすることができると言える。さらに言えば、武家奉公の主たる供給源は「城下廻り村々」とよばれる城下至近の村々である。津山藩では、宝暦十（一七六〇）年十一月十

五日に、組足輕の採用に関して法令^⑩を出している。

(前略) 組番代之節、町方之もの召抱候義先は不宜候、近来迄、輕キ者抔自然組之内へ入候得ハ、おのつから風義惡敷可相成候、以来は頭々心得可有之事ニ候、右之通御用所思召(後略)

というように、町人の召し抱えを規制していた。この法令は次の如く繰り返し発令されている。^⑪

一、諸組之内老年弱輩之者相見候、并、番代町人召抱候義不宜候、先年被仰出候、弥向後町人百姓等抱候義無之候様可被致候、御人少ニ候間、御用立候者もの可被抱、御簗組抔者別而達者成もの古格之通可召抱候、先達而仰渡候ニ候得共、近来左様無之面々も有之様相聞候、猶又、此段急度可申達旨、御用所御申ニ付申達、御家老組小頭・御城代小頭へも口達之

町人を抱えれば足輕組の「風義が悪敷相成る」として、城下の町人を「御簗組」などの足輕に採用するのを禁じていたのである。足輕より格下の間には、このような身分制限はなく、町人からも多く召し抱えていたと考えられる。しかし、足輕の採用については、百姓はやむをえないとしても、町人を忌避する立場に飽くまで固執

しており、足輕の主たる供給源は城下の近村となっていた。

ところで、その城下の近村とは、具体的にどの程度の距離と範囲であったのだろうか。天保十三(一八四二)年七月に、津山藩は注目すべき法令を出している。^⑫

一、下代・足輕・中間・又もの等、郷中名請之者江同居いたし候者間々有之趣候、以来左之村々者格別、其余之村々者決而不成候間、転宅可致候、尤、当年中者御用捨可有之候間、来卯正月元日より堅不成候間、此旨頭々主人より急度可被申付候

林田村 横山村 大谷村 小田中村 新田分 広原分 山北村 八出村

左之村々、是迄勤来分ハ格別、新抱込候分者不成候

井口村 一方村 北村 惣社村 沼村

天保末年以降、津山藩は百姓の武家奉公を、城下に近接する十一ヶ村に限って許可する制度を藩法で定めた。実際のところ、足輕や中間奉公は、城下に程近い村の百姓が勤めており、彼らの多くは日頃は村で耕作を営みながら歩いて城下町に通い、足輕・中間奉公や武家屋敷に出入りして、給金を得ていた。武家奉公に出る際には、妻子を跡名請人に立てて自らは村方人別を離れ、郷中名請之者の家

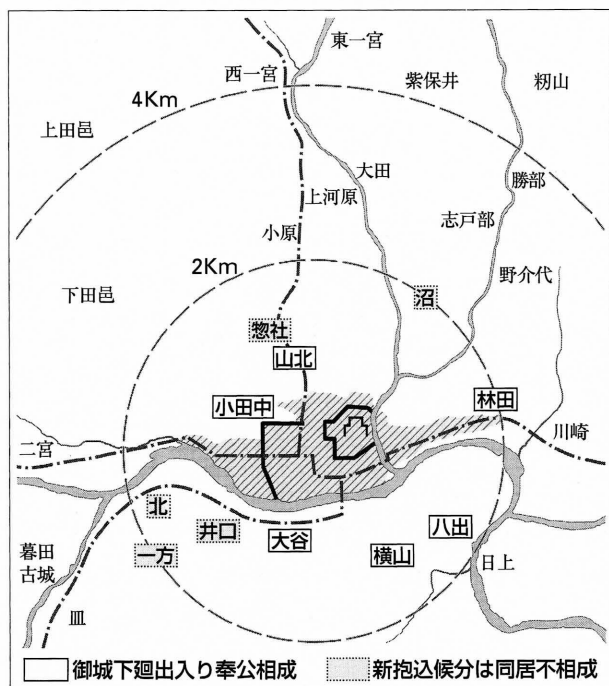


図1 津山城下廻りの足軽中間奉公

に足軽が同居する形にした。しかし、事實は百姓が村に居住しながら足軽等を勤めているのであった。このような自宅通いの武家奉公は、右の法令の十一ヶ村のみに許され、余の村から奉公する場合には津山城下に「転宅」せねばならない。しかし、現実には、十一ヶ村以外の村からの武家奉公は少なかつた。この十一ヶ村は「御城下廻り出入奉公相成候村々」とよばれ、これらの村落こそが足軽や中間の供給源であった。図1に示される津山城から半里の円内に入る村々である。津山藩は、この村々に武家奉公を限定する政策を取り、

翌八月十二日には「御家中へ奉公并日雇稼等ニ罷越候義、御城下廻り出入奉公相成候村々者、願濟之分者格別、其余之村々者堅差留候」との法令を出し、武家奉公は名実ともにこの十一ヶ村に限られることになった。足軽・中間・家中奉公は、主にこれらの村々から供給されたのであり、城下廻りの村々は、領主に奉公した対価として扶持を得るという意味で、領主経済と強く結合していた。約二四〇〇人の雇用と八四〇〇石近い給米が毎年この狭い範囲の村々と町方を潤したのである。

藩が城下廻りに武家奉公を限定した理由であるが、津山藩では山間寒冷地の村々が荒廃し、百姓が村を捨てて城下に流れ込む問題が慢性化していた。「近来在方村々之者共、耕作を等閑ニいたし、却而困窮等之義申立、奉公稼ニ出候もの多、所持之田畑を荒置」くため、藩の年貢収入は脅かされ、天保飢饉以後、この傾向は一層激化した。¹³⁾ 城下廻りの指定された村にのみ武家奉公を許す津山藩の政策は、僻地の百姓を農村に固定する意図と表裏をなしていたのである。津山藩は、農村荒廃に儉約令の徹底と身分制の強化で臨み、百姓や神主の「帯刀」に実に詳細緻密な法令を用意して領民を統御する一手段とした。そのため、百姓が武家奉公人となって帯刀し農村に混住するのを防ぐ法令をも出している。¹⁴⁾

しかし、津山藩が武家奉公を城下廻り半里に指定したのは、政策的意図ばかりではなく、実際に、これらの村々から足軽や中間・家

中の武家奉公人が供給されていた実態をふまえたものでもあった。津山藩が必要とした多量の足軽中間奉公の労働力は、実際上も、城から半里以内の村と城下町から主に供給されていた。事実、津山周辺の方の宗門帳を分析すると、城下十一ヶ村に含まれる「山北村」などは、武家奉公が非常に多く、一軒あたり一人にも上る。ところが、城下十一ヶ村の域外に出た「西一宮村」(家数三九、人別一五五)をみると、武家奉公が非常に少ない。明治三二(一八七〇)年に一人が「銃卒並御奉公相勤」ているのみである。津山藩では、城下に近い十一ヶ村から集中して、武家奉公人が輩出されていたと考えられる。

二 山北村の武家奉公

津山藩では、足軽や中間、家中の武家奉公人は城下半里以内の村々から主に召し抱えられ、徒歩で通う者が多かったが、これらの村では、百姓のうち、どの程度の割合の者が、どのように武家奉公をしていたのだろうか。次に、十一ヶ村の一つ山北村を具体例に挙げて分析する。

津山城は「鶴山」という小高い丘の上にある。明治初年までは天守の塔楼も聳え、これを囲んで城下町が東西に翼を広げていた。その鶴山の北にある村が山北村である。集落の中心から十丁も歩けば城門に辿り着くほど城には近い。津山から鳥取へ繋がる伯耆往来に

表2 山北村の武家奉公

年 代	文政5	天保13	文久3	文久4	慶応4
奉公人を出す割合	21.3%	%	67.4%	50.9%	66.7%
家 数	89軒	軒	46軒	114軒	90軒
奉公出さず	70軒	軒	15軒	56軒	30軒
// 1人出	18	29	15	27	45
// 2人出		8	8	15	5
// 3人出	1	3	6	6	8
// 4人出		4	2		2
奉公人数	21人	70人	57人	75人	87人
奉公人数/家数	0.24		1.23	0.66	0.97

出典：山北村文書「西北條郡山北村御仕置五人組人別帳」、文久3年は「当高反別御年貢米家人内別書上帳」、慶応4年は「山北村在帳並住居之者取調帳」。

沿って家並みが連なっていた。天保九(一八三八)年二月の「山北村明細書留」によれば、村高八八石一斗七升一合、田畠反別は五二町一反五畝二九歩で、定米三八二石六斗七升四合の年貢を納めた。家数九二軒に二九三人(男一三六人、女一五七人)と牛三一疋がいたという。津山城下の郭外の田畠を耕作する村であり、畑作よりもやや稲作が多い。

一体、この山北村から、どの程度の数の武家奉公が津山城下に出たのだろうか。表2によって、それを示す。山北村から出た武家奉公の数である。天保十三(一八四二)年七月に、津山藩は法令を出して、通いの武家奉公を城下廻り十一ヶ村に限定したが、藩ではこれをうけて、早速、翌月に通い奉公の実態調査を庄屋に命じた。山北村でも「無人別同居住書上帳」なる帳簿が作成され、足

軽・中間や若党奉公に出ている百姓の名前と数が書き上げられている。この調査よれば、山北村では四四軒から全部で七〇人の武家奉公人が出ていた。これらに書き上げられた奉公は全て男子である。

山北村の農民の男子の大半が一生に一度は武家奉公に出る状況であった。一軒から二人以上が武家奉公に出るのも珍しくはない。一つの家から四人の奉公を出している家もある。

このように、山北村の農民は、極めて高い割合で武家奉公に出ているのであるが、次に問題になるのは、どのような百姓が、これらの武家奉公に出ているのかという点である。無高の貧農が奉公人供給の主体なのか、或は、村内階層の高い本百姓が刀を帯びて奉公しているのだろうか。結論から言って、両方とも正しくはない。山北村の武家奉公は、大百姓から無高の名子まで全階層から出ている。しかし、村内の家格や持高により、武家奉公の傾向に若干の違いがみられたのも確かである。

表3は山北村百姓の家格・持高・田畑・家内人員・武家奉公の状況を示した一覧表である。文久三（一八六三）年の調査であり、家数も天保期の九二軒とは異なっている。文久といえ、諸藩が海防と京都警備に迫られて、多くの藩兵雑卒を畿内に展開させる時期である。津山藩も例外ではない。山北村の男達も足軽・中間奉公に残らず駆り出されようとしていた。しかし、田畑を荒らす訳にはゆかない。家ごとに田畑の保有と請作（小作）の実態調査がなされてお

り、この表はその結果である。

津山藩領の百姓には、頭百姓（長百姓・本百姓・名子の三区分別が存在した。百姓身分を序列化して農村の統制が図られていた。長百姓は「小脇差」を許され、「村内取締之義諸事心を付」ける決まりであり、さらに持高五〇石以上の百姓には、麻袴の着用を許して、年頭には役所に出頭させた。名子も持高一〇石以上は「本百姓」とする規定であり、持高と特権の付与を伴う格式の二本立てで、津山藩の百姓は序列化されていたのである。このような百姓身分内の階層が奉公の出かたにも影響していた。武家奉公には、大別して足軽・中間・家中奉公の三種類があった。このうち足軽と家中屋敷への刀指奉公は苗字帯刀が許されたが、中間奉公だけは中間頭を除いて奉公に出ても苗字が許されない。足軽と家中刀指奉公は、本人のみが苗字を名乗り宗門帳に苗字が記載された。ただし、奉公を終えれば無苗字の百姓に戻った。

例えば、表の「奉公内訳」に注目しよう。奉公には大別して三種類がある。「く組御奉公」と書かれる足軽奉公。「く様御屋敷奉公」と書かれる家中奉公。「く御中間奉公」と書かれる中間奉公の三つである。このうち、足軽は本百姓出身者を中心として構成されていたことがわかる。名子が足軽になる場合も本百姓と同等かそれ以上の高を持つ五石以上の者が多い。その一方で、中間奉公は零細農で大半が構成されていた。表を集計してみると、足軽奉公は長百姓・

表3 山北村の百姓と武家奉公（文久3年）

No	身分	持高	田反別	畑反別	年貢	請作 年貢	田畑 反別	請作 反別	世帯 総員	家内内訳	奉公内訳
1	長百姓一代苗字并 俣代迄上下御免庄屋	27.444	18.51	1.89	28.21	0.000	20.40		11	寺田弥兵衛35妻30母56祖母72 娘8娘5娘3娘2下男24下女15	弟貞吉・安藤要人様御屋敷刀差奉公
2	長百姓小脇差俣代 迄上下御免	41.356	23.31	3.32	42.737	0.000	26.63		10	善左衛門67妻67俣妻47孫23孫妻47 孫娘18孫娘9曾孫2下男21下女15	
3	長百姓小脇差御免	2.802	1.72	0.52	3.135	2.640	2.24	2.01	11	てる14娘8娘6姉60姪31 役介25役介娘5役介俣1	俣畑清介・浮組奉公 俣畑弥五郎・渡辺与十郎様御屋敷へ入込刀差奉公父 茂兵衛・小沢本支様御屋敷へ刀差御出入奉公
4	長百姓小脇差御免	5.708	4.21	0.14	5.353	6.600	4.35	5.02	6	世喜次41妻31娘16娘8娘5	俣服部芳蔵・佐藤郷右衛門様御屋敷刀差御出入奉公
5	長百姓小脇差御免	9.95	6.11	1.28	10.355	0.000	7.39		3	かね21娘3	夫五十八・浮組御奉公
6	本百姓	3.706	2.04	0.54	2.971	3.200	2.58	10.03	3	仙蔵61妻57俣28	
7	本百姓	0.21	0.00	0.21	0.185	3.300	0.21	2.51	4	伊八27母54姪5	妹錫幸吉・御作事御中間奉公
8	本百姓	0.178	0.00	0.12	0.143	4.950	0.12	3.76	7	まつ24母51姉27妹45	兄梅次郎・割場御中間奉公 弟此吉・右同断 弟清吉・右同断
9	神主	7.338	4.62	0.77	8.115	0.000	5.39		3	近江後家67娘41娘35	
10	神主	1.246	0.40	0.67	1.196	0.000	1.07		3	播磨35妻22娘21	
11	本百姓	0.682	0.00	0.59	0.437	6.600	0.59	5.02	10	八百蔵67嫁47娘33孫10孫5嫁俣7	俣伊之吉・御作事御中間奉公 俣弥三蔵・右同断 孫亀吉・割場御中間奉公 孫幸吉・右同断
12	本百姓	0.476	0.35	0.00	0.4531	3.200	0.35	10.03	7	利右衛門59妻51娘26俣21娘19娘13娘7	
13	本百姓	5.216	2.66	0.00	5.325	0.000	2.66		7	しつ34母54娘17妹9妹3	夫鈴吉・割場御中間奉公 俣周吉・右同断
14	長百姓小脇差御免	0.772	0.00	0.56	0.55	3.300	0.56	2.51	7	直蔵38妻25娘14娘11娘9娘5俣2	
15	本百姓	1.068	0.00	1.03	0.978	8.250	1.03	6.27	8	しげ19妹32妹9孫娘7孫娘5	伯父坂本権次郎・御組奉公 夫早瀬伝蔵・浮組奉公 弟坂本銀蔵・永見丹波様御屋敷へ御出入刀差奉公
16	本百姓	7.802	5.08	0.35	7	0.000	5.43		6	清吉19妻18母37祖母63妹11娘2	
17	本百姓	3.026	1.98	0.00	3.217	0.000	1.98		9	音吉13母52姉21姉31姪2役介女20	甥八百吉・小沢本支様御屋敷へ刀差奉公 兄福田義七郎・浮組奉公 福田定介・御組奉公
18	本百姓	15.924	8.86	1.55	14.76	0.000	10.41		7	文平4姉34姉26甥4	父平尾文介・御組小頭相勤 兄平尾弥七郎・御組奉公 兄恒助・右同断
19	長百姓小脇差御免	6.252	4.71	0.21	6.109	0.000	4.92		8	繁蔵12母39妹26妹23妹20	父玉置茂七・御家老様御組奉公 伯父玉置八百蔵・右同断 伯父初蔵・小沢本支様御屋敷御出入奉公
20	本百姓	3.716	2.78	1.03	3.601	0.000	3.81		5	ふさ48娘22娘13	俣服部極次郎・御組奉公 俣服部品吉・伊達隼人様御出入相勤

21	本百姓	3.608	1.45	1.28	3.456	11.550	2.73	8.78	6	浪治8母25祖母75伯母9妹1	躰(父)松治・浮組奉公
22	本百姓	0.154	0.00	0.22	0.181	0.000	0.22		8	まき?妹10妹8妹5母34祖母59	夫弁蔵・割場御中間奉公 倅牧蔵・右同断
23	本百姓	0.756	0.55	0.00	0.66	9.900	0.55	7.52	4	かめ41娘11娘9	夫山本秀蔵・御作事杖突相助
24	名子百姓	7.722	5.44	0.66	5.53	0.000	6.10		5	斎一郎9姉27弟18	父平尾喜七・御組奉公 兄平尾保次郎・右同断
25	本百姓	1.314	0.82	0.00	1.406	0.000	0.82		3	きな51娘18	倅保次郎・割場御中間奉公
26	本百姓	0.35	0.00	0.00	0.287	3.300	0.00	2.51	6	いの36娘6娘4娘2	父弥左衛門・割場御中間奉公 倅松吉・割場前同段
27	名子百姓	0	0.00	0.00	0	13.200	0.00	10.03	5	芳助45妻38母72甥6姪2	
28	本百姓	4.048	2.53	0.00	0.883	1.650	2.53	1.25	2	くら32	夫専治郎・割場御中間奉公
29	名子百姓	3.086	2.16	0.00	2.829	6.600	2.16	5.02	9	庄七14母37祖母67弟10弟8弟4娘2	伯父源治・御作事御中間奉公 父妹尾安五郎・黒田春吉様御屋敷へ刀差御出入奉公
30	本百姓	2.77	0.68	0.15	2.856	0.000	0.83		1	こま54	
31	名子百姓	0.396	0.00	0.33	0.33	2.145	0.33	1.63	4	すき24娘3姉44	夫房吉・割場御中間奉公
32	本百姓	0.312	0.00	0.00	0.303	5.940	0.00	4.51	3	利吉34妻30娘2	
33	名百姓	0.336	0.00	0.28	0.29	0.000	0.28		2	きた70	孫鶴一・割場御中間奉公
34	名子百姓	7.788	4.70	0.64	3.853	0.000	5.34		1	竹蔵34	
35	名子百姓	5.312	4.45	0.15	5.489	0.000	4.60		5	とき35倅9倅5娘2	倅喜市・御作事御中間奉公
36	名子百姓	0.21	0.00	0.21	0.261	6.600	0.21	5.02	2	せき36	夫久米次郎・御作事御中間奉公
37	名子百姓	0.024	0.00	0.00	0	11.550	0.00	8.78	4	つる59孫5	夫熊介・割場御中間奉公 倅濱介・右同断
38	名子百姓	3.704	2.28	0.58	3.635	8.250	2.86	6.27	7	はる46娘25娘14	夫水嶋勇蔵・御作事道懸奉公 倅水嶋八重蔵・御組奉公 倅貞蔵・御作事御中間奉公 倅水嶋平蔵・濱田幸橘様御屋敷へ入込刀差奉公
39	名子百姓	2.04	1.70	0.00	1.864	0.000	1.70		6	もと68娘32孫10孫娘?孫1	倅貞蔵・割場御中間奉公
40	名子百姓	1.98	0.50	0.24	0.941	6.600	0.74	5.02	4	喜作35妻35倅7倅3	
41	本百姓	1.514	0.95	0.29	1.396	0.000	1.24		7	源六17姉32姉30姉25母56	兄龍吉・御作事御中間奉公 兄金蔵・右同断
42	名子百姓	2.412	2.05	0.00	2.008	16.500	2.05	12.54	10	勘兵衛21母37妹15妹13妹9弟6弟3	祖父庄吉・割場御中間奉公 父源兵衛・右同断 兄秀次郎・右同断
43	本百姓	11.244	9.27	0.10	10.523	0.000	9.37		4	豊蔵46妻43倅9倅5	
44	名子百姓	5.57	3.90	0.00	5.507	0.000	3.90		5	徳蔵10母35妹6弟2	父服部甚蔵・御組奉公
	計	211.52	130.76	19.90	199.317	165.825	150.66	126.01	248	248	59
	平均	4.81	2.97	0.45	4.530	3.769	3.42	2.86	5.64	5.64	1.34
	単位	石	反	反	石	石	反	反推計	人	人	人

出典：山北村文書「当作高反別御年貢米家内人別書上帳」。

本百姓・名子の比率が三・九・五である。本百姓出身が多い。しかし、中間奉公は長百姓・本百姓・名子 \parallel 四・一三・一二であり、名子出身の割合が高くなる。また、持高でみると、足軽奉公は、五石以上・三石以上五石未満・三石未満の比率が八・四・四となり、中農出身が多い。一方、中間奉公は四・二・二三という比率であり、三石未満の零細農が大半を占める。興味深いのは上層農の動向である。長百姓のうち零細な者は中間奉公もしたが、富裕な者は奉公をしないか、或は苗字帯刀の特権を得る目的で「出入刀指奉公」をしている。時折、武家屋敷に出入りして奉公するのみであり、常時は村に居て苗字帯刀の特権のみを享受していた。これらから判明するのは、第一に、中間奉公が無高に近い零細農民の雇用の受け皿になっていたことであり、第二に、足軽は本百姓などの中農で構成される傾向にあったということである。

表3の「奉公内訳」欄から得られる情報は、これにとどまらない。家(世帯)のなかで、誰が足軽・中間に出る傾向にあったのかもわかる。武家奉公に出たのは、戸主や跡取りなのだろうか、或は、二男三男なのだろうか。結論から言って、本来、戸主になるべきものが奉公に出る場合が多い。この年、山北村では、四四家中三一家が奉公を出しているが、実に、この三一家中二七家は戸主を奉公に出している。当主を温存して、長子・弟・妹等などを出している家は四家(それぞれ二家・一家・一家)にすぎない。戸主を奉公に出せば、

その妻や母・倅などを跡名請人(新戸主)にしなければならぬ。戸主が奉公に出た場合、新しい戸主(跡名請人)には誰がなったのだろうか。新戸主には、妻が一〇、倅が七、母が四、弟が二、妹が一、娘が二、祖母が一の割合でなっていた。妻がなる場合が一〇例と多く、女性一八に対し、男性は九である。しかし、妻や女性が新戸主になるのは、もはや男子が一人も家内に残されていない場合に限られている。男子がいるときは幼少でも母に優先して戸主としていた。文久期の山北村では、成年男子の過半が武家奉公に加わっていた。全四四戸のうち、戸主も跡取り(継承順位二位)も奉公している家が一四家を数える。戸主が奉公して跡取りがいない家は七家、戸主が残り跡取りが奉公する家が四家、戸主が奉公して奉公に出られない幼少の跡取りが残る例が六家であった。武家奉公が如何に戸主に依存していたかがわかる。

このように当主や跡取りを武家奉公に出して、田畑の耕作に問題はなかったのであろうか。勿論、影響はあったであろう。表3をみると、耕作反別が一町を超えるような家は、まったく武家奉公を出さないか、出しても少ないことがわかる。一方、家族人数が相対的に多いにもかかわらず、数反しか田畑を持たない家は、盛んに家族を武家奉公に出して給米を稼いでおり、そればかりか、他家から田畑を借りて請作(小作)までしている。したがって、武家奉公を出す家の約半数は同時に小作もしている。山北村の百姓は、①自作、

②小作、③武家奉公、という三つの生活手段を有しており、この三つを混合して暮しをたてている。世帯が保有する家族労働力を自作・小作・武家奉公の三つに分けて収入にかえて生活していると言えよう。最も多い暮しのパターンは自作＋武家奉公＋請作（一五家）および自作＋武家奉公（一五家）である。以下、自作のみ（七家）、自作＋請作（四家）、請作のみ（二家）、請作＋武家奉公（一家）と続く。武家奉公だけで生計を立てている家はない。

このような武家奉公の開始年齢と、家族・経営状態を調べたのが、表4である。津山藩では、武家奉公に出る際に「奉公証文」を庄屋に入れ、年貢負担と村法の遵守を誓う決まりである。この奉公証文と宗門帳を照合すると、奉公の開始年齢や百姓の田畑や牛の保有状況がわかる。ただ、足輕奉公には「奉公証文」が必要なかったのか残されていない。文久四（一八六四）年の宗門帳と同年以降の中間・家中奉公人の奉公証文を照合した。これによれば、武家奉公に出た百姓の殆どが農業を営んでいたのは疑いない。武家奉公に出た百姓の半数近くが屋敷で牛を飼っていることや、奉公に出た者のうち、無高の者は持高の判明する二三人中七人に過ぎない。山北村では、農業を営みながら武家に奉公していたのであり、田畑の「跡名請人」は妻子や母が務めた。さらに詳しく奉公人を輩出した世帯の特徴を観察すると、抱田畠に比して家族が多過ぎる世帯が奉公を出していたこともわかる。文久三（一八六三）年の「当作高反別御年

貢米家内別書上帳^④」によれば武家奉公世帯の平均家族数（下人を含まず）は六・一六人にもなり、奉公を出さない世帯の平均四・三人を大きく上回っていた。つまり、家族人数が多く、過剰労働力を抱えた城下近郊の農民世帯こそが、武家奉公の主たる供給源になっていたのである。

ただ、山北村のような城下近村が足輕・中間をこれほど多量に供給できた仕組みは、人口移動の構造からも検討されねばなるまい。

山北村には、文政五年から慶応三年まで人別の増減を記録した帳簿が残る^⑤。途中、天保五年から嘉永二年分までを欠くが、これによって、山北村の人口移動や増減の概要を知ることができる。表5である。山北村では出生と死亡がほぼ均衡していた。奉公には出るが、通い奉公が多いため、村内で生ずる結婚や出生は、それほど少なくならず、人口の自然増減はほぼ均衡していた。しかし、男子が足輕・中間・家中奉公で人別を離れる勢いは強く、これを他村からの引越や婚入が補いきれていない。山北村では通い奉公が多いとは言え、城下の武家長屋や中間一代切長屋に引越す者もあり、これら若年男子の労働力が城下に吸引されていた。その社会減を埋めるべく、他村から順送りに嫁・養子や引越入りがあるが、総合すれば山北村の人口は微減であった。大名家中の基底をなす足輕・中間は、城下町の内部で生産されるものではなく、やはり、城下近郊農村の人口の「吸い込み」で供給されていたのである。

表4 武家奉公と農業経営

年・月	No.	名前	年齢	奉公	家格	持高	出作高	牛	家内 外=武家奉公
元治元・6	1	二男貞吉	24才	刀差出入	百姓	27.424	9.460	牛	11人
・7	68	貞蔵	18才	作事中間	名子	3.774		牛	6人+2人=父兄足輕
・8	15	要蔵	22才	割場中間	百姓	無 高	0.234		10人+1人=弟中間
・9	71	安治郎	20才	割場中間	百姓	無 高			3人
・9	47	悻幸吉	15才	割場中間	百姓	0.628		牛	7人+3人=兄兄甥中間
・10	54	又十郎	22才	刀差出入	百姓	10.530	1.063	牛	1人+2人=兄足輕役介中間
慶応元・9	31	悻助蔵	19才	作事中間	名子	無 高			5人+2人=兄兄中間
・11	42	安五郎	43才	刀差出入	名子	3.086	0.270	牛	7人+1人=弟中間
2・3	56	銀蔵	14才	刀差入込	百姓	0.824	0.139		7人+2人=悻孫足輕
2・3	40	松吉	16才	割場中間	百姓	0.350			3人+1人=父中間
・10	14	悻弥五郎	15才	刀差引越	百姓	無 高	0.546		10人+1人=父足輕
・11	69	平蔵	20才	刀差引越	百姓	1.312		牛	6人
・12		喜市		作事中間					
慶応 4・8	35	義右衛門	40才	割場中間	名子	1.356	1.386	牛	2人
・8	45	栄吉	19才	割場中間	流民	無 高			3人+1人=父中間
・9	42	弟兵治	15才	割場中間	名子	3.086	0.270	牛	7人+1人=叔父中間
・9	18	喜代蔵	30才	割場中間	百姓	0.110			3人+1人=弟中間
明治元・12	24	悻民蔵	15才	割場中間	名子	無 高			7人
・12	42	庄七	17才	銃卒並	名子	3.086	0.270	牛	7人+1人=叔父中間
2・2	59	弟音四郎	14才	刀差入込	名子	0.406	0.117		
2・2	47	彦一郎	15才	刀差入込	百姓	0.628		牛	7人+3人=悻悻孫中間
2・2	59	左市	14才	刀差入込	名子	0.406	0.167		9人+2人=父伯父中間
2・2	42	辰次郎	14才	刀差入込	名子	3.086	0.270	牛	7人+1人=弟中間
3・2	15	弟藤右衛門		…銃卒	百姓	無 高	0.234		5人

出典：山北村文書「武家奉公証文」「西北條郡山北村御仕置五人組人別帳」文久四年。

表5 山北村の武家奉公と人口増減

増加理由	男子	女子	合計	減少理由	男子	女子	合計	差引
出生	85	95	180	病死	77	101	178	+2
足軽奉公戻り	2		2	足軽奉公				+2
中間 〃	7		7	中間 〃	50		50	-43
家中 〃	16	11	27	家中 〃	39	6	45	-18
嫁・養子	14	40	54	嫁・養子	4	26	30	+24
役介・養女	6	22	28	役介・養女	7	7	14	+14
引越入り	28	31	59	引越他出	9	27	36	+23
				欠落・家出	10	6	16	-16
合計	158	199	357	合計	196	173	369	-12

出典：山北村文書「懐胎届人別出生死」。

続きを踏む必要があった。津山藩では、法令を整備して、武家奉公の手続きを厳密にして統制を図った。それによれば、まず、武家奉公を希望する百姓は、足軽・中間の小頭や武家屋敷の主人に、すぐに奉公を申し込んでほしい。最初に

三 奉公の手続きと内容

足軽・中間・家中奉公に出る実際の様子を山北村の文書から今少し詳しくみて

みたい。まず、武家奉公の手続きであるが、武家奉公に出る者は、本人のみが村方の宗門帳から除籍される定めであった。ところが、実際には、家族と同居して通うのが常で、女房以下の家族は、其の儘、百姓身分として村方宗門帳に記載された。ところで、百姓が武家奉公を希望し、村方人別を離れるまでには、次の手

村内の親類で作る組合と村に相談する。村と親類が支障なしと判断すれば、村役人が武家方に「内意伺」を出し、この時点から、百姓は小頭や主人に正式な奉公の申し込みを行う。近世後期には、年貢負担の責任を共に負う村と親類組合の同意なくして、百姓が武家に奉公できない法的枠組みが存在していた。⁽²³⁾

また、足軽・中間奉公をするには「小頭、或者、主人江申込候」と、足軽組や中間の小頭（部屋頭）が窓口を務めていた点も重要である。小頭自身も元の出身は百姓であり、事実、山北村からも数人の小頭を輩出している。足軽組や中間部屋は百姓出身者で構成されたから、山北村の百姓は縁故を多く有しており、このような人的な繋がりを通じて、召抱と番代（交代）がなされた。こうして主人や小頭から武家奉公が許されると、百姓は村役人宛に武家奉公証文の提出が義務づけられていた。その文面は、文化十三年の藩法の定めるところであり、跡名請人の指定と村法の遵守がその内容であった。⁽²⁴⁾

私儀、今般割場中間御奉公相勤度段御申上候処、御承知被下辱仕合奉存候、然ル上者、誰名請差出、村法堅為相守、私儀者不依何事諸事不携申、たとひ心底ニ不相叶義有之候共、村方へ一言之申立仕間敷候、依一札如件

年月月日

名印

村役宛

この証文の提出義務は文政七年に一時停止⁵⁵されたが、すぐに復活し、年貢納入責任者の明確化と武家奉公を笠にして村法秩序から逸脱せぬようにされていた。奉公に出た者は、身分的には村人別を離れるものの、家族の村法の遵守義務に変更はなく、実質的に村との関係に大きな変更はなかった。役負担などは跡名請人となる女房や悴の名義で家として他の村民と同様に勤めた。

さて、こうして武家奉公を始めた者は、どのような職務に従事したのであろうか。津山藩の武家奉公には足軽・中間・家中屋敷奉公の三つがある。このうち足軽は藩直属の足軽組（旗組・鉄砲組・長柄組・使組・家老組など）に編入され、本人だけは苗字を名乗ることができた。足軽は戦兵としての性格が濃厚で平時は門番などを務めたが、もう一つの直属奉公人である中間は主に雑用に従事するものであったことには注目しておきたい。津山藩では、割場中間・作事場中間・厩中間・紙漉中間の四つがあり、割場中間は雑用人夫として各所に割り当てられ、作事場中間は作事・普請に従事した。足軽と中間の違いは、藩主が外出する際の役割からもわかる。足軽は「御先払は足軽にて町分はハイレー／＼」と呼び、野外にては下タニオレー／＼と制す」役目だが、中間は「弁当を用意す是は割場中間取纏めて持込む⁵⁶」と雑用をつとめた。割場中間は中奥目付・御徒士目付に付属して、鳶口を肩に市中の「火の廻り」をしたり、江戸

参勤の行列にも供奉した。本陣の門番を務め「御立ナサイマース」と出立を供揃いの武士たちに声高に触れて廻るのも割場中間の役目であった。しかし、中間は雑用に従う人夫であったから、中間部屋頭を除いて、苗字が名乗れなかった。足軽は持高のある中層農民の出身が多かったが、中間の多くは零細農の出身者で編成されて家中奉公人の底辺を構成していたのである。

足軽・中間のほかに津山藩士の屋敷には若党や草履取などの家中奉公人が居た。これには武家屋敷に住み込んで奉公する「入込奉公」と、用のある折りに出勤する「出入奉公」があった。また苗字帯刀するものを特に「刀差奉公」とよんでいた。津山藩でも、武士は「士分以上年始には、御省略中たり共、御年寄以上は持槍を立て、平士は一僕を召連れ」るものであった。屋敷には常に下男を置くか、或は臨時の従者を雇わねばならなかった。「其従僕は其日雇の者と雖も、各自印付の看板着にて、太ト帯をグさせたり」というように、下男に仕着せの衣服を用意して威儀を正し、「御年寄家以上は目上の葬式に上げ輿、両若党・槍・挟箱にて行列の家もあり、頭分は片若党・槍・挟箱・草履取、平士は槍・草履取位の行列にて有りき」というように、年始や葬儀には、格式に応じた従者を揃えた。このように儀式の場合だけでなく、士分以上は夜間に親戚を訪問する場合でも、提灯を持たせた若党・中間を召し連れる習慣になっており、特に重臣の「御年寄家」では「家内にも平生片若党・下男・下女

を連れて外出す」るものであった。「親戚又は里方へ至る場合門前より若党走り込み、何々様御出で御坐います、と触込む、これに応じて一統玄関迄出迎の風」であったから、日頃から武家屋敷では、多くの下男・下女を必要としていた。山北村などの百姓はこの需要を満たす「出入刀差奉公」に多く出ており、武家屋敷に出入りする^②ことで苗字帯刀の者となっていた。

四 奉公後の経過

ところで、山北村の百姓が奉公を始めるのは何歳頃からであろうか。家中奉公と中間奉公については、先の表4から、奉公の開始年齢を知り得る。山北村から元治元（一八六四）年以降に武家奉公に出た者は二四人で、うち二二人は奉公開始年齢が判明する。大半の一四人が一四歳から一九歳で奉公し、二〇歳代前半での奉公が五人である。二五歳以上で奉公に出た者は三人しか居ない。山北村では、男子が一四、五歳になると、武家奉公の口を捜すのが常であった。そして、奉公を続けつつ結婚する場合が多かった。山北村の宗門帳からは、武家に奉公する村民が奉公中に妻帯したことが窺える。武家屋敷への住込み奉公でさえも、武家屋敷の内部の長屋で、妻子を養いながら奉公し、妻子を連れて村に戻る例が見受けられる。足軽・中間自身は宗門帳に年齢が記載されないが、妻の結婚年齢は一部を知ることができる。文政五（一八二二）年宗門帳^③によれば、割

場中間多吉妻は二六歳で嫁入りして五年目、作事小頭平尾喜七の妻は二〇歳で嫁入りして二五年目である。その他の妻の結婚年齢は二〇歳・三〇歳・二一歳・一九歳と続く。美作国勝南郡行信村（一七八六―一八七二年）の初婚年齢は男子二五・七歳、女子二〇・一歳である^④。標本数が少なく、他村との比較はできないが、山北村の武家奉公人の妻はおそらく晩婚ではなく、それが前にふれたような出生数と死亡数の均衝に繋がっていたと考えられる。山北村の奉公は通い奉公であり、それほど結婚を遅らすものではなかったであろう。

結婚について言えば、百姓と武家奉公人の身分を往来する彼らの通婚圏の分析は欠かせない。山北村の足軽・中間は、如何なる身分の者と結婚していたのだろうか。結論から言って、足軽・中間奉公人の通婚も、武家奉公に出なかつた他の百姓のものと同ら変わらな^⑤い。主に津山城下の町家や周辺農村の百姓からの嫁入りである。山北村に関する限り、苗字帯刀をもつ足軽でも徒士以上の武士との結婚は全くみられない。足軽奉公をして苗字を名乗っても百姓の通婚圏のなかで暮らしていた。

津山藩では、足軽の上の徒士層と足軽層との間に、大きな隔絶が存在していた。一〇歳代後半で奉公を始めた百姓は、中間から中間頭や足軽、さらには足軽小頭に昇進することができた。しかし、足軽から「徒士格」への昇格は極めて困難であった。士分であった平

井眞澄「懷舊隨筆」は、足輕から徒士への昇格の難しさを次のように回顧している。⁽²⁸⁾

一、足輕は五十五年相勤むる時は御徒士格に召し出されしは抜群のものなり、世上是れを足洗ひとも云ひき、そは足輕に於ては、小従人以上へ途中出逢ひたる時、下駄を脱ぎ挨拶すべき定めなるに因る、月並以下御徒格坊主格も御家老へは下駄を脱ぐ。

百姓は一四歳で足輕奉公に入り、六九歳まで勤めて初めて、徒士格になり得た。さらに五か年七四歳まで勤めれば、忝も徒士になり、世襲の武士の家として家中に定着したのである。武家に加わる方法は勤続年数のみではなかったが、百姓が武家奉公で世襲の武士になるのは難しい仕組みであった。当時の寿命を考えれば、七四歳以上までの勤続は実に稀な「事件」であり、世上では「足洗ひ」と呼び話題になったのである。津山藩の足輕は路上で士分とすれ違えば下駄を脱いで腰を低くし「下座」せねばならなかった。「組之者諸士江下座之事」なる法度⁽²⁹⁾があり、その作法を細かく定めていたからである。足輕と徒士格の間には、雲泥の差があり、この壁を越えて、百姓が徒士以上の世界に入るのは極めて困難であった。事実、津山藩では、最終的に、徒士以上が「士族」とされた。足輕は主として

一代切の百姓や町人で編成されていたから明治初年には「卒部」とされ、後には民籍に編入された。したがって、山北村の足輕や中間は、明治以後もついに士族に加わることはなかった。⁽³⁰⁾同藩では徒士と足輕の境界が大きく、近代に入って、これが士族と平民の境目に採用されたのである。

津山藩において、百姓は奉公人として「武士の世界」に取り込まれながらも、足輕小頭から上への昇進には鉄の壁が存在した。やはり、武士身分を世襲する「武家」との間には大きな隔壁が設けられていた、とみるべきであろう。したがって、徒士への昇格は難しく、足輕や中間は奉公を老境に至る前に終え百姓に戻るか、そのまゝに死亡するのが一般的であった。「株」を誰人かに譲り、「帰村」して百姓に戻ったのである。例えば、藩主の駕籠担ぎ等を含む「御手廻り者」は「御手廻り者二十ヶ年余席相勤御暇相願候ハ、其身一生一人ふち被下、其上並中間株可被下事」というように、勤続二十年で「中間株」が与えられた。⁽³¹⁾足輕や中間の場合も「番代」と称して跡株を譲り、百姓に戻っていた。その例を掲げると、熊助悴演太郎は「年式十三」で「是は元御作事御中間御奉公相勤申候処、番代仕候ニ付、昨年帰村仕候⁽³²⁾とあり番代帰村している。また、惣平は「年六十七」で「右惣平義元御作事御中間御奉公相勤申候処、番代仕候ニ付、昨年帰村仕候」と、老年で隠退している。特に、中間は年齢に拘らず何時でも百姓が奉公に入っては番代帰村するものであった。

この惣平の子である安五郎（保五郎・三七歳）は、二五歳のとき六歳下の妻をめぐり、父のあと作事中間奉公を勤めた。しかし、文久四（一八六四）年四月の四三歳の時には百姓に戻っており、今度は弟源蔵が作事中間奉公に出ている。そして、自身は翌年十一月に「黒田春吉様御屋敷」に刀指出入奉公を始め、再び武家奉公人となっている。父から兄、兄から弟へと、中間株が世帯の内部でたらい回しにされ、百姓↓武家奉公人↓百姓↓武家奉公人という身分移動が激しい。

足軽は中間ほど入れ替わりが頻繁ではなく、継続して奉公を続ける傾向にあるが、必ずしも実子に跡を譲ってはいない。前出の安政五年の五人組帳から足軽相続の例をみると、「浮組」小坂斉治郎の跡は「倅尾坂良吉」が継いでいる。しかし、「使組」土井多助の場合、倅が苗字のない割場中間になり、倅が世襲していない。足軽の跡は必ずしも実子には譲られない。文久四年宗門帳³には、同一世帯の父子が異なる苗字で足軽や刀指奉公をする例がみられる。高六石四斗三升四合、繁蔵の世帯では「父玉置茂七」と「兄兒玉八百之助」が家老組足軽、もう一人の「兄兒玉初蔵」は「小沢本支様御出入刀差御奉公」をしている。余所から「株」を取得して、数人の足軽を輩出する世帯もみられた。津山藩では、足軽・中間の株が成立しており、その譲渡で番代がなされていた。他人の足軽株を手に入れた、倅を番代に出す。そのため、同じ百姓家から父と子が足軽奉

公に通いながら、別々の苗字を名乗っている例も少なくない。

このように武家奉公には、生涯、武家奉公を続ける者もあるが、中途で辞める者が多かった。山北村の宗門帳は毎年連続的に残されていないため、足軽や中間の勤続状況を追跡調査することが難しい。しかし、右記のような追跡可能な個別事例からして、特に中間の奉公は一時的なものが多いようである。中間は足軽よりも職務内容や雇用形態からして勤続年数が短かったであろうことが想像される。武家奉公を生涯続けるか、辞めるかの違いは、足軽になるか中間になるかといった武家奉公の種類が大きく関わっていた。というのも、足軽は小頭になるにつれて、二〇俵から二五俵へと給米が昇給していくが、中間は一四俵でほぼ固定されている。中間だけの給米で四人以上の家族を養うのは難しい。足軽は鉄砲・弓など役務に専門性があるが、津山藩の中間は全く雑務に従事するもので臨時雇いの色彩が強かった。表3でみたように、山北村の百姓は、田畑に対して人手が過剰になれば、足軽株や中間株を入手して、家族成員を奉公に出している。逆に農業労働力が必要になれば、他人に跡株を譲って奉公を罷めるか、或は田畑を小作に出して足軽奉公を続けている。このように武家奉公のある種の副業手段として利用しながら農業を営んでいた。これが城下廻りの農業経営の姿であり、逆を言えば、津山藩の下層で実務にあたる足軽組や中間など「兵卒」軍事力の編成は城下廻りのこのような農業経営の存在を前提に成り立っていた

表6 山北村の武家奉公証文数

奉公年代	中間					家中屋敷		家中屋敷刀差				人数
	割場	作事	厩	紙漉	銃卒	出入	引越	出入	引越	入込	不明	
文化13 1816		2										2
14 1817				1		1						2
文政2 1819	1											1
3 1820								1				1
4 1821						1						1
5 1822	1	1									1	3
6 1823	1	1										2
弘化4 1847			1					1				2
嘉永3 1850	1	1					1					3
4 1851		1							1	1		3
5 1852		1							1			2
6 1853							1					1
7 1854							1	1				1
安政6 1859							1					1
文久2 1862	3	1						5	1			10
3 1863	12							1	1			14
元治元 1864	4	1						2				7
慶応元 1865		1						1				2
2 1866	1	1							2	1		5
明治元 1868	5					1						6
2 1869										4		4
3 1870						1						1
人数	29	11	1	1	2	2	4	11	12	1		74

のである。

五 幕末維新と奉公の変化

ここで分析した山北村の武家奉公の動向は、幕末維新の政治情勢

出典：山北村文書「武家奉公証文」。

とも無関係ではない。最後に少し、幕末維新の動乱と、山北村の武家奉公との関わりについて述べておきたい。結論から言って、幕末維新时期には、農村からの武家奉公人が増加の途を辿った。特に、文久年間以降、諸藩は「海防」と「内乱」に本格的に巻き込まれ、各地への派兵を余儀なくされる。津山藩も例外ではない。嘉永七（一八五四）年のペリー再来航時の江戸高輪警備には藩邸の人数で対応したが、文久三（一八六三）年五月の攘夷決行には摂津沿岸に二五〇人の藩兵を派遣して滞在させることになった³⁵。この後、津山藩は禁門の変、二度の長州征討に直面することになる。津山藩は文久以降、武家奉公人の採用を激増させた。

表6の山北村の武家奉公証文数からも、この様子を見ることが出来る。山北村からの武家奉公は、それまで年間二人前後であった。ところが、文久二年には一年で一〇人も武家奉公が出た。家中奉公六人、割場中間三人、作事場中間一人である。そして翌三年には、実に一四人が武家奉公に出ている。派兵に迫られた津山藩が、人夫である割場中間の採用を増やし、山北村の百姓がこれに応じたためである。文久以降、摂海（大阪湾）と京都の警備、そして長州戦争に派兵が行われたため人夫が必要になった。また京都駐在を命じられた藩士や家族は新たに奉公人が必要としたため、武家奉公の需要が高まり、採用が急増した。特に幕末

期に入って、山北村の百姓が非常に高い比率で、奉公人を供給していたのは、このような事情によるものであった。ただ、津山藩が武家奉公の採用を急増させた理由は、これだけではない。洋式兵制の導入とも無関係ではなかった。文久以前は、山北村の百姓は足輕に抱えられても「浮組・使組・家老組・目付組」などであり、戦兵の中核である「鉄砲組」「長柄(鎗)組」に入ることは稀であった。しかし、慶応以後に明らかに変化があつて、奉公先が「鉄砲組・鉄砲新組・鉄砲浮組・歩兵組・農兵」などと記され、村民が銃を肩にした「銃卒」に編成されたことがわかる(表7)。雑用や人夫としての使役から、次第に百姓を銃隊に編成するものに武家奉公の重点が移行していた。

安政から慶応初年にかけての津山藩の兵制では、まず先頭に鉄砲足輕二〇人の横列を二つ並べ、御先手鉄砲頭が之を統率する。その後ろに槍を取った士分の「戦士」二〇人が固め、左右両翼に大砲一門ずつ据えて大砲方一〇人が分属する。足輕の銃は玉目四匁三分の火縄銃であり、法螺貝や太鼓の合図で鬨の声を挙げて進退するもので、これを指揮した大砲奉行自身の中に「今時の眼を以て當時を視れば見戯の如し」と、自嘲するものであった。そこで津山藩では、イギリス式兵制の導入を試みたが、士分の者は槍を望み、銃を恥じて、銃隊に編成されるのを頑なに拒んだ。そのため、銃隊の編成は困難を極めた。ようやく慶応四(明治改元)年に、津山藩はイギリ

表7 奉公の内訳(山北村)

	文政5	天保13	弘化3	安政5	文久3	文久4	慶応4
諸組足輕・中間頭・手廻・下代	御組 5 下目付組2 使組 1	御組 14 下目付組 2	御組 7 御使組 1 下目付組 1	御旗組 1 御家老御組1 御浮組 1 御浮組 1	御組小頭 1 御組 8 御家老様組 2 御浮組 3	御長柄小頭1 御長柄組 2 先手鉄砲組5 御家老組 3 御浮組 5 御使組 3 御打筒組 1	鉄砲組小頭1 鉄砲組 15 鉄砲新組 1 鉄砲浮組 7 歩兵組 4 農兵 1
	作事小頭1 作事道懸1	割場中間 部屋頭 1 御作事杖突 1 御手大工 1 御手廻り 1 御大やり持 1 御籠御奉公 1 下屋敷門番 1 郡代所付 1		御作事道懸1	御作事杖突2	御作事杖突1 御作事道懸2 作事部屋頭1 割場部屋頭1 御郡代所付1	御作事大工1 御作事奉公1 御作事道懸1 作事部屋頭1 割場部屋頭5
	若党 刀指御奉公 1	出入刀指御奉公 2			刀指御奉公2 刀指御出入4 入込刀指 2 出入御奉公2	刀指御出入4 出入御奉公1	御家来 2 入込刀指 3 出入御奉公8
中間	紙漉中間1 作事 //4 大部屋 //4 御厩 //1	作事中間 16 割場中間 9 御厩中間 1	作事中間4 割場中間2 御厩中間1	作事中間 3 割場中間 1	作事中間 8 割場中間 21	作事中間 10 割場中間 32 御厩中間 1	作事中間 10 割場中間 26
計	21人	51人	*16人	*9人	55人	74人	87人

出典：山北村文書「西北條郡山北村御仕置五人組人別帳」、文久3年は「当作高反別御年貢米家人内別書上帳」慶応4年は「山北村在帳並住居之者取調帳」。帳紙剥落で人数脱漏。*帳面後欠のため人数過小。

ス式兵制を藩士に伝習させようと、「始めて士に卒と伍して銃を執らし」めたが、足軽同様の練兵に士分は激昂し、「藩士の卒と伍するを恥ちて紛囂、尤甚し」く、藩内は騒然となった^④。兵制改組の担当者、「元龜天正の頃より、武士は鎗を執り、卒は銃を持つ、其因習の久しく確とし、動かさるものを一朝にして之を廢し、士卒をして同一に銃を執らしめんとするに於て、藩士の悲憤するも、亦、宜ならずや、彼所に耳語し、此所に密議し、一藩不平を鳴らす」と慨嘆を交えて後に回顧する。結局、津山藩では、士分の者に銃を担がせることができず、主に農民出身の奉公人の銃卒・歩兵組・農兵でもって、銃隊を編成した。つまり、百姓を採用しては銃を練らせる方法でしか、洋式兵制への移行を図れなかったのである。津山藩では、士が銃を拒絶したため、洋式兵制の大隊は「皆足軽を以て編成し、小隊長・分隊長は元の足軽頭を以て之れに充つ」状況であり、城下近村の「奉公」に依存して軍事力を編成する「大名家中」の構造限界を露呈しつつ、明治四年の廃藩に至ったのである。

おわりに

以上みてきたように、津山藩松平家では、足軽や中間が城下廻りの農村に住み、奉公のかたわら農業を営んでいるのが常であった。ここで分析した山北村のような足軽奉公の状態は津山城下に近い村々に共通している。勿論、津山藩の足軽にも、世襲の譜代足軽、

津山城下に「足軽屋敷」を拝領して転宅する者^⑤、町方から奉公に出る者もあった。しかし、実際上は、津山藩の足軽・中間は、城下にごく近い村々から輩出される百姓出身の者が多い。津山藩は藩法に規定を設けて、城下直近の十一ヶ村を足軽奉公の村とし、その村々から足軽や中間を雇用する政策をとっていた。裏返せば、城下近村には「武家奉公」という名の雇用が毎年多量に生み出されていたと言うことができる。これは領国経済の構造にも大きく影響していた。城下近村では、百姓が領主の奉公人需要に呼応して、家族労働力を販売する構造ができあがるからである。近世城下町を震源として小農自立や商業的農業が次第に周囲に波及していく現象がみられた、という指摘^⑥があるが、これも武家奉公の成立と無関係ではない。大名家が城下近村の百姓を大量に雇用して足軽や中間を編成することにより、城下の近村は「武家奉公」という収入ポケットを手に入れることになった。この収入は決して少ないものではない。人口約一〇万人の津山藩でも、城下とその近郊に毎年約二四〇〇人（奉公給八四〇〇石）という大規模な雇用が生じたのであり、天保末年の山北村では、年貢納入三八二石余に対し、奉公によって実に二六〇石前後もの反対給付を領主から得る構造が生まれていた^⑦。これほどの収入源があれば、城下に近い農村では零細農民の存立が可能になるばかりか、得られた奉公人給は商業的農業を展開するための原資として投下されることになろう。したがって、城下直近の村々には武

家奉公のない城下僻遠の村には到底望めないような経済的可能性が与えられたのである。こう考えてくると、足軽・中間奉公の問題が単に「大名が百姓を雇い百姓が足軽になる」という以上の意味を含んでいたことに気づく。領国内部の地域的経済格差などにもこの問題はつながっているものであり、今後はこのような経済的視点からも「足軽奉公」を考察することが必要になってくるのではなからうか。

注

- (1) 速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社、一九九二年。また成松佐恵子『近世東北農村の人びと』ミネルヴァ書房、一九八五年が東北の事例を示す。
- (2) 森下徹『日本近世雇用労働史の研究』東京大学出版会、一九九五年。
- (3) 磯田道史「近世大名家における足軽の召抱と相続」(『日本歴史』六二八号、二〇〇〇年)。ほかに、同「徒士層の相続制度」(『史学』七〇一、二〇〇〇年)。同「近世大名家臣団の相続と階層―松代藩真田家の場合―」(『地方史研究』二八八号、二〇〇〇年)。
- (4) 津山郷土博物館所蔵、愛山文庫「津山藩士族卒族姓名」D一―四八。
- (5) 津山市史編さん委員会編『津山市史 第四卷近世2―松平藩時代―』津山市役所、一九九五年、一八頁。
- (6) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第二十五卷津山藩文書、岡山県、一九八一年、七〇七頁。
- (7) 岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社、一九八一年。
- (8) 新保博「近世後期における物価・金相場・為替打銀相場」梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集1 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二七〇頁。
- (9) 大塚武松編『藩制一覽』上巻、日本史籍協会、一九二八年、二七五・二七六頁。
- (10) 愛山文庫「大目付役所張紙類写」D五―二〇―二一。
- (11) 同右。
- (12) 『岡山県史』第二十五卷津山藩文書、七〇六・七〇七頁。
- (13) 同右、七〇七頁。安永六(一七七七)年五月の公儀御触。
- (14) 同右、七〇二頁。津山藩は安永二(一七七三)年十一月五日の法令で「一郷中より御家中江、刀指奉公并中間ニ罷出候もの共、村方人別相除候義者勿論之事ニ候」とした。
- (15) 同右、七〇二頁。安永六年五月法令。
- (16) 国文学資料館史料館所蔵、美作国中島家文書「西一宮村五人組人別改帳」三二A―四二―四三
- (17) 山北村に関しては、村山聡「記録された世帯とイメージされる家族―地域科学としての比較史料研究―」Eurasian Project on Population and Family History, WORKING PAPER SERIES No.9¹ 一九九九年が近世ドイツとの比較史研究を試みている。
- (18) 津山郷土博物館所蔵、山北村文書。

(19) 山北村文書六九。「人別無く同居住」との表題から明らかやうに山北村の武家奉公人は村方人別を抜くも村に居住し、通い奉公をしていた。

(20) 『岡山県史』第二十五卷津山藩文書、六七七・六七八頁。寛政二(一七九〇)年七月二十八日の法令による。

(21) 山北村文書、四九。

(22) 山北村文書「懐胎届死生人別出入月改書上帳」。

(23) 山北村文書に天保四(一八三三)年二月十三日「諸組中間御家中江出入奉公心得方」一一一―一七五七があり、手続きを示す。次に掲げる。

郷中より諸組中間并御家中江出入奉公ニ罷出候者之義、心得方、左之通、

一、小頭、或者、主人江申込候以前、諸親類組合・村方へ当人より及相談、故障茂無之候ハ、是迄之通、村役人を以、内意伺出、承置候上、小頭、或者、主人江申込候而、聞濟ニ相成候ハ、人別離願書差出可申事

一、小頭、或者、主人家の方より召抱度旨、相望候節、其段諸親類組合・村方へ当人より相談故障無之候ハ、是迄之通、村役人を以、内意伺出、承置候上、小頭、或者、主人江及返答候而、人離願書差出可申事

一、人別離願書差出候已前、村方へ差入候ヅリ一札、文政七年之通、相心得可申事、右之通、以来心得方区々無之様末々迄入念可被相達候以上、

(24) 『岡山県史』第二十五卷津山藩文書、七〇三頁。

(25) 同右、七〇四頁。

(26) 平井眞澄「懐舊隨筆」『津山温知会誌』第四編、津山温知会、一九一一年。以下、本章の引用部分同じ。

(27) 山北村文書「西北條郡山北村御仕置五人組人別帳」文政五年二月。

(28) 磯田道史「近世美作地方における農民家族の生活周期」行信村1786—1871年」EurAsian Project on Population and Family History, WORKING PAPER SERIES No.10、一九九九年。

(29) 「懐舊隨筆」八八頁。

(30) 「大目付役所張紙類写」寛政二(一七九〇)年十月条。

一、御家老組并御城代組、右両組者御使番以上江下座いたし、番外以下江者、雨天之節下駄ぬき不申

一、大目付組者大番組以上江下座いたし、小従人以下へハ下駄ぬき不申処、前々より致し来り、尤、途中挨拶等有之候へハ様子ニ寄、下駄ぬき之事も有之、右之通仕来候所、安永五申年九月三日、御家老組御城代組下目付共、以来小従以上下駄ぬき候様、夫々小頭へ申渡之。

(31) 「津山藩の禄制階級改廃調書」(『津山温知会誌』第五編、一九二二年、二二―三二頁)。

(32) 「大目付役所張紙類写」明和八(一七七七)年正月条。

(33) 山北村文書、五六。

(34) 山北村文書、五五。

(35) 幕末期の津山藩の動向は、津山市史編さん委員会編『津山市史第四卷近世2—松平藩時代—』津山市役所、一九九五年が詳しい。

- (36) 黒田彦四郎成復「老の小手巻」(『津山温知会誌』第九編、一九一六年、四〇―四一頁) 日露戦争期に元津山藩大砲奉行黒田彦四郎が回顧著述したものである。
- (37) 同右、六頁。
- (38) 同右、八・九頁。
- (39) 愛山文庫「足輕屋敷請取帳」D四―二〇で、足輕の屋敷拝領の実態を知り得るが、年間一軒程度で、到底、足輕の全てに支給されていたらと考えられない。
- (40) 速水融『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社、一九七三年が一六二〇年代の諏訪藩成立以後の領国が変化する様子を追い、城下町を中心に小農自立が進む様子を描いている。
- (41) 本稿で示した津山藩の奉公給(足輕一七・五俵、中間一四俵、家中奉公人二・五両)から天保十三年の場合を算出した。